

平成25年川俣町議会第6回定例会会議録

平成25年川俣町議会第6回定例会は、12月5日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 嶋原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 菅野意美子君	8 番 新関善三君	9 番 菅野正彦君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 五十嵐謙吉君	12 番 高野善兵衛君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 斎藤博美君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである、

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	伊藤智樹君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	佐藤修一君	会計管理者	寺島喜美夫君
保健福祉課長	菅野浩市郎君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教 育 長	神田紀君
教 育 次 長	仲江泰宏君	生涯学習課長	丹野雅直君
総務課長補佐	大内彰君	監 査 委 員	斎藤庸夫君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書 記 橋本文雄

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長提案要旨の説明

請願・陳情の委員会付託

諸般の報告

議報告第 7 号 例月出納検査及び定期監査報告について

報告第 7 号 寄附採納報告

議案第 9 0 号 川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例（説明）

議案第 9 1 号 平成 2 5 年度川俣町一般会計補正予算（第 4 号）（説明）

議案第 9 2 号 平成 2 5 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（説明）

議案第 9 3 号 平成 2 5 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（説明）

議案第 9 4 号 平成 2 5 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（説明）

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。開会に先立ちまして、申し上げます。

本日から１２月定例会が開催されますが、議会中継の機器操作のため、株式会社コンピュータービジネスの担当者の入場を許可します。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの出席議員は１６人です。定足数に達しておりますので、平成２５年第６回川俣町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１１８条の規定により、議長において、１１番議員 五十嵐謙吉君、
１２番議員 高野善兵衛君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２，会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河清君） 皆さんおはようございます。

本定例会の会期及び審議予定につきまして、去る１２月２日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その結果、次のとおり決定しましたので、報告いたします。

まず、会期は、本日から１１日までの７日間といたします。

審議日程であります。第１日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願・陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査、定期監査結果報告、寄附採納報告等の報告を受けます。その後、一般議案１件の内容説明、平成２５年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、以上４件の補正予算について内容説明を受け、正午頃散会の予定であります。本会議終了後は、各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。第２日目の６日、金曜日は、議案調査のため、休会といたします。第３日目の７日は土曜日、第４日目の８日は日曜日のためそれぞれ休会といたします。第５日目の９日、月曜日は、午前１０時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後５時頃散会の予定であります。一般質問は５名の方を予定しております。第６日目の１０日、火曜日は、午前１０時に本会議を開議し、引き続き一般質問を行い、午後４時頃散会の予定であります。一般質問は、４名の方を予定しております。なお、本会議終了後は、各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。本定例会最終日であります第７日目の１１日、水曜日は、午前９時から議会運営委員会を開催し、午前１０時３０分から議会全員協議会を開催いたします。その後、午後１時３０分に本会議を開議し、請願・陳情の審査結果について報告を受けたのち、一般議案１件の質疑・討論・採決。平成２５年度一般

会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、以上4件の補正予算について質疑・討論・採決を行います。なお、追加議案が予定されておりますので、これらを全て議了して午後5時頃閉会の予定であります。本定例会における本会議の日程は、以上のとおり議会運営委員会で決定をしましたので、報告を申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま議会運営委員長から報告いたしました日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって会期は、7日間と決定いたしました。

◇

◇

◇

○3番（高橋真一郎君） 議長、3番、動議。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 動議として議長の不信任を動議といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま高橋真一郎君から「議長不信任の動議」が提出されました。この動議は、会議規則第16条の規定により、他に1人以上の賛成者が必要です。賛成される方の挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

○議長（佐藤喜三郎君） 賛成者がありますので、この動議は成立いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで暫時休憩いたします。

議会運営委員会を開催していただき、この問題について協議したいと思います。

議会運営委員の皆様は議長室にお集まりください。（午前10時07分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。（午前10時19分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河清君） さきほど成立いたしました「議長不信任の動議」を本日の議事日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、議会運営委員長から報告のとおり追加日程第1として、この動議を直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議長不信任の動議」を本日の日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

これは、私に対する不信任動議でございますので、地方自治法第117条の規定

によって、私は退席いたします。ここで、副議長に議長席を譲りますので、よろしくをお願いします。

(議長退席、副議長 議長席へ)

- 副議長（斎藤博美君） 議長が不在の間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議会運営にご協力いただくよう、お願いいたします。

◇

◇

◇

- 副議長（斎藤博美君） それでは、追加日程第1「議長不信任の動議」を議題といたします。

本案について、提案者の説明を求めます。3番 高橋真一郎君。

- 3番（高橋真一郎君） 3番 高橋真一郎でございます。

川俣町議会会議規則第16条の規定により、動議を提出する。佐藤喜三郎議長の不信任動議。第8回伊達郡町議会議員大会の町議会の要望事項を議長の独断で提出した件について、何らの責任を取ろうとしないので、議長の議会の私物化を止め、議会制民主主義を守り、議長の責任を明確にするため動議を提出する。提出者、高橋真一郎。以上です。

- 副議長（斎藤博美君） これより、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
2番 高橋道弘君。

- 2番（高橋道弘君） 提案者にお尋ねをしたいんですが、議長不信任の理由は私物化だと、こういうふうに言うんですが、その私物化というのはどういうふうに提案者は考えて私物化という定義をなさっているんですか。

- 副議長（斎藤博美君） 3番 高橋真一郎君。

- 3番（高橋真一郎君） 説明したとおりでございます。

- 副議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

- 2番（高橋道弘君） 説明したかなで分かんないから聞いてるだけだから。提案者はちゃんと説明してくれないと議事を円滑にできないから。どこをもって私物化したというふうに言ってるんだか、私はお聞きしているんです。議会に諮らなかったというふうな言い方をしていますけど、伊達郡の議員大会は7月の25日に開かれましたよね。で、その間全員協議会もありましたし、特別委員会も何回もありました。私も含めて私が思うには、私が思うにですよ、その間ですよ、開かれた庁舎特別委員会、臨時議会、全員協議会、3回ありました、私の記憶では。その間、どの議員からも何の提起もなかったんですね。提案者は議長のことばかり言ってますけど、副議長も行ってるわけだ、ここに座っているね、打ち合わせには。当然、議長が足りないところは、副議長が補佐するのが当たり前ですよ。議長が気がつかなかったらば。会議にちゃんと行っている。しかし、私も含めて全議員がたぶんですよ、失念していたことだと思っんですよ。議員大会でこういうことやってこうやるっていうことについて。それが分かっているなら、全員協議会の際に、議会の権威を保つとか議会の民主的な運営をするとすれば、自らが問題提起をしてその手続きを

踏むように提案すべきだと私は思うんですよ。だから、提案者自身がいつの時点でその議会の手続きをしていないことに気がついて、その問題提起をなさっているんですか。問題になってから騒いでいるだけの話であってその前の段階で、総務副委員長をやっているわけですから、高橋議員はね。議会運営委員会も開かれたでしょうし、我々よりも役職を持っているわけだから。正副委員長会議の開催の要求もできる立場にあるわけですよ。そういうことをしないことのほうが私物化だと私は思うんですが、そういうふうには思わないですか。

○副議長（斎藤博美君） 3番 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） この議員大会までの間、その開催までの間に何ら議長からその話もないし、正副委員長会議の中でも話はないし、そんな独断で進めたことが私物化だと思ってます。

○副議長（斎藤博美君） 5番 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 全然質問の答えになってないですよ。副議長、ちゃんと提出者に説明できるようにやってください。質問は3回に決まっているわけですから。こうやっているうちに3回終わっちゃうでしょ。

○副議長（斎藤博美君） 質問ありませんか。2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そういう議事運営のほうのはるかに私物化ですよ、あなた。私物化っていうのは公共のものを恣意的に行うことを言うんだよ。ここは全町民を代表して議論する、もっとも民主的な場としての議会なんですよ。私は提案者に対して真摯に聞いてるだけですよ。真摯に答えてますか。単なる形式論で3回質問して3回終わったらいいって、そういうのが私物化って、形式論って言うんですよ。だいたい副議長自身が責任があるわけだから、この問題については。だから、私はいつ気がついたんですかって聞いたんですよ、さっき。手続きを経てないということについて、総務副委員長たる高橋真一郎議員はいつ気がついたんですか、これを聞いてるんですよ。それに答えてましたか、さっき。なに適当な運営をしてるんですか、副議長。ちゃんと答弁させてから3回目の質問させてくださいよ。冗談じゃありませんよ。いつ気がついたかって私は聞いてるんですよ。

○副議長（斎藤博美君） 答弁。3番 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 議員大会に出発した日でございます。

○副議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

○2番（高橋道弘君） 冗談じゃないですよ。さっきのは答弁漏れの答弁をただけじゃないですか。なに言ってんですか、副議長。

○副議長（斎藤博美君） これより討論を行います。他に質疑ありますか。6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 私物化とか恣意的って、あなた国語教育を大切にされる議員のようだからお尋ねするんですけど、どういう解釈をしていますか。つまりですね、あなたに質問するつもりもないんだけど、言ってることはそういうことなんですよ。ましてや先ほどから議論で出ているように、確かに7月の議員大会の事前の説明の

問題で何度も全協でありましたが、それを指摘する人たちだって昨日や今日議員になったわけでなければ、中には30年、20年、10何年以上やっているわけですよ。毎年議員大会って行われます。したがって、気がついて当然なわけなんですよ。まして今提案者は総務文教常任委員会の副委員長の重責を担うものであります。それを当日気がついたって話もいかなものだし、ましてや提案者に申し上げたいんですけど、議長不信任案を出しておりますけど、議長の次にその責任を持つのは副議長でありますね。副議長はどなたかご存知ですよ。つまり、議長の次に副議長も予定されているんですか。これまでの私が言ったことに対してまず提案者について答弁を求めます。

○副議長（斎藤博美君） 3番 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 連名で副議長も入ってはおりますけど、議員大会の運営については議長3名で行っていると思います。

○副議長（斎藤博美君） 他に質疑ありませんか。答弁、高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 答弁はしております。

○副議長（斎藤博美君） 質疑ありますか。もう一度、高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 議員大会の責任は議長にあるというふうに提案しております。議長の裁量の中で議員大会のやつは進めてきましたので私は適当であるという、この動議は適切であると思っております。

○副議長（斎藤博美君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 要するに今度の提案の理由は議長の議会の私物化だと、こういうふうに法律制度上提言づけていると。私はそこの問題についてお聞きしたいんですよ。その内容たるは伊達郡の議員大会の運営の問題だと。したらば、その伊達郡の議員大会は16年に1回あるわけではありません。毎年、私より多くの、中には40年、30年以上の議員だっているわけですから。ほとんどが私どもの議会は当選回数が多い人らが、私の3期なんかすたるものですから。にもかかわらずですよ、この問題が仮に議長のせいだとしてですよ、副議長だって同じじゃないですか。そこでよくそうやって平気な顔して座ってられるなど、議会としての資質をまず疑いたくなるんですが。そして、今、提案者にお尋ねしますけど、いわゆる私物化という言葉をお使いになりましたけど、あなたがいう私物化の定義とは何でしょうか。

○副議長（斎藤博美君） 3番 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） このような事象のことです。

○副議長（斎藤博美君） 3番 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 我々議員全員にかけないで諮ったことでございます。

○副議長（斎藤博美君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 今の総務副委員長の説明だと、委員会を代表してやっているわけではありませんけど、みんなに諮らなくてやったということが、私物化にどうして繋がるのか私のハードディスクでは理解できないんですよ。っていうのは、私物化というのはそれをやることによって何かを、自分の恣意的に何かしたというなら

話は分かりますよ。でも、これはみんなが気がつかなかったのか、それとも、気がついてても恣意的に黙っていたのか、それは分かりません。しかし、そのことが私物化として動議にあたいることは私は到底考えにくいわけですね。例えば、議会全体を議運にも諮らないで議長が説明もろくにしないで採決に持ち込んだとかね、みんなの意見を聞かないで全部議会の方針を決めたとかっていうなら、これはそういう定義にあたると思うんですが、法的にも制度的にもね。今回の場合は、全員が気がつかなかったのか、気がついてても黙っていたのか、それは分かりませんが、そういう中でやったとするならば、議長不信任案として扱う問題なのかっていうと私はいかななものなのかと思いますよ。そしたら、副議長だって同じじゃないですか。副議長は、今、それ提案する暇ありませんからやるつもりはありませんけど、副議長だって同じことですよ、基本的に。議長単独で何でも決めることじゃないわけですから。まして議長より当選回数多い人、たくさんいるわけですから。それでも、その当日に気がついたってこと自体が私は、世間一般ですよ、議会以外の人から見て通ると思いますか。世の中の常識として。議会は選良と言われる、選ばれた人たちになってますか、現実には。だから、副議長、そこらへん確認してください。だから、私はこの恣意的は制度的にあたるとは思いません。これ当局の問題ではありませんので、内閣の法制局長官にお尋ねするわけにもいかないんですけど、現に副議長は、議長を補佐して議会運営にあたるということになっていますよね。聞けば事故あるときだけだと言っている副議長もいるそうですが、そんなことは当たり前。つまり、今度の提案者にもう一回お聞きしたいんですけど、この恣意的ってはどこがどういうふうに恣意的だと断定できるのか、再度お尋ねいたします。

○副議長（斎藤博美君） 3番 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） この伊達郡議員大会における川俣町の要望書を私たちに諮らないで提出した、そして発表者もいましたけど、それも私たちに諮らないで何らからないで進めたというようなことが私は恣意的で自分勝手だと思います。

○副議長（斎藤博美君） 4番 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 今、議長の私物化として議員大会の話がありましたけど、そうであればですよ、大会当日に分かったというのであれば、大会当日に同僚議員も要望書を発表してるわけだし、副議長は最後にガンバロー三唱をやってますよね。そうすると、議長の私物化にみんな私物化されたってことなんですか。そのへんも確認してくださいよ。

○副議長（斎藤博美君） 答弁。高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） いや、産業建設委員長の発表は当日の朝、ファックスで届いたと。そして、いや、議長の私物化だと思います。そして、何も知らされていなくて当日の話でございますので、私は私物化だと思います。

○副議長（斎藤博美君） 4番 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 佐藤喜三郎議長、直接家からでもファックス流れたんですか。それだったら、その時点で「私は言われてないから発表できません」というのが普

通のやり方じゃないですか。先ほども言いましたが、副議長だってガンバローやったじゃないですか、最後に。おらは言われなからやらないというのが普通じゃないですか。そのへんの判断よろしくお願いします。

○副議長（斎藤博美君） 私の見解は、ガンバローのことに対してですか。当日言われました。提案者、答弁お願いします。3番 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） これは私の質問ではありません。

○副議長（斎藤博美君） 質疑を受けます。5番 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 提案者の説明を聞きますと、実際言ってるね、私も同じなんですけど、実際言ってる伊達郡の議員大会の準備会は3回あったはずなんです。そのうちの1回は副議長は欠席したと。それで2回は出席してると、そうですね。だから、そうならば、その議長と副議長と事務局長と3人で協議して持ち帰ってるわけですね。その中で議長が失念していたといった場合に、副議長がその失念していることを「議長、これ忘れてるんでないかい」ということをやるのが副議長の務めじゃないですか。私はそう思うんですけど、そうだとすれば、提案者にお尋ねしますが、この動議は議長だけの不信任ですけど、副議長に対する不信任はないんですか。

○副議長（斎藤博美君） 3番 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） ありません。

○副議長（斎藤博美君） 5番 高橋道也君。

○6番（高橋道也君） それは何を思っていないという判断になっているんですか。私は同罪というか、これが責任論であれば同罪だと思うんですよね、議長も副議長も。同じ立場にいるわけですよ。だから、何を思って副議長には責任ないという見解なんですか。

○副議長（斎藤博美君） 3番 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 議会の責任者は議長であります。

○副議長（斎藤博美君） 5番 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 提案者に質問しますが、責任者は議長です、それは分かります。けども、副議長の職務というのは何だと思ってますか。副議長は就任するときに「議長を補佐し、議会をスムーズに進めるためにやっていく。だから、私は副議長になります」って言ってなったんですよ。補佐してないでしょ、それじゃ。副議長は補佐してるというあれがあるんですか、提案者には。

○副議長（斎藤博美君） 3番 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 議長から相談があれば副議長は相談を受けるというようなことでございます。

○副議長（斎藤博美君） 他に質疑ありますか。それでは討論に移ります。討論はこの提案に対して反対の討論から受けます。討論ありませんか。2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 私はですね、この不信任案には反対いたします。なぜならば、そもそもですよ、伊達郡の議員大会に至る経過については、再三にわたって全員協議会でも議長・副議長連名の詫び状、それから事実経過ありますが、その中でも明

らかなとおり、議長が恣意的に一方的に何かしたという事実は一回もないわけです。いいですか、5月10日は議長・副議長・事務局長会議をやって副議長も出席をして、そして、要望事項をまとめましょうということを協議しました。6月26日はそれを受けた当局との協議結果を事務局に送付しました。で、12日はまた議長、副議長、事務局長が集まって大会当日の役割分担を決めました。そのときに、被災の現状報告について川俣町議会に要請がありました、こうなってますよね。ということでもいいですか、議長、副議長、事務局長っていうのはずっと事実経過の中で議員大会にどう臨むかっていうことについては協議をしてきているわけですよ。それをあたかも議長が一人でやったかのごとく言ってますけども、全部副議長も事務局長もまざっているわけじゃないですか。だから、当日のバンザイだって、団結ガンバローかな、副議長やったの。あれだって役割分担の中で川俣町に要請があったから副議長は了解したわけでしょ。当日聞いたわけじゃないんじゃないんですか。前から知ってた話じゃないんですか。ですから、そのことを全員協議会なりに諮らなかつたということだけが今問題視されているわけですよ。けども、提案者自らが言ったようにね、いいですか、当日議員大会に参加する朝になって、初めて私もみんなに諮ってないということに気がついたって提案者も言っているわけ。だから、私もその日まで気がつきませんでした、この問題提起を受けるまで。ってことは、甚だ私から言わせれば、後ろに傍聴に来ている町民のみなさんにも申し訳ないけども、全議員がほとんど失念していたというのが事実なんですよ。もしくはね、それを知っていたけども言わなかったんだとすればね、私はね、根性が悪いのか、議会を混乱させるためにやっているのかって言いたくなりますよ。そうでなかったらば事前に言えばいいでしょ。なんでかっていったら、その前に7月23日、7月8日、7月2日と全員協議会をやってるんですよ。その間に庁舎特別委員会もやってるんですよ。臨時議会もやってるんですよ。大先輩の議員方が「なんで議員大会のこと、みんなに諮らないんだ」って気がついてるならば、あるいは、総務副委員長は当日しか気がつかなかったんだから言えなかったかもしれないけど、ほんとには知っているならなんで問題提起をしないんですかと。それは何でかって言ったら、議会はまさに私物化してはいけないからですよ。気がついたらばどこの時点でも町民の付託に応える議会運営をするために全員協議会であれ、特別委員会であれ、臨時会であれ、機会をとらえて問題喚起をして、議会として町民の付託に応えるように議長をサポートするのが議会議員のあるべき姿だと私は思いますよ。その筆頭に副議長はいると思うんですよ、議長を支える。そういうことをみんな一切無視して、単にみんなが失念して、ほんとには忘れていたくせにあたかも議長が責任あるからそれが悪いんだみたいに言ってますけど、だったら当日大会会場から出て行けばいいじゃないですか、みなさん。そこまで議長不信任ほどの重大事件であれば、伊達郡の議員大会会場から出てくればいいだけの話ですよ。それほど重大なことであれば。みんなが失念していたんだから、全議員が私は町民にお詫びをする話だと思います。そして、お互いに襟を正して今後こういう失念がないように、議長、副議長の連携を

もっと密にしてもらいたいし、正副委員長会議はベテラン議員がいっぱいいるんだから、そういう場所できちっと言うべきだし、全員協議会で気がついた議員はどしどしと問題提起をして、町民の付託に応えるように頑張るとというのが私は議員のもってあるべき姿だと思いますから、このように意図的に恣意的に、まさに議会を私物化するような議長不信任案には断固反対いたします。以上です。

○副議長（斎藤博美君） 賛成討論を受けます。8番 新関善三君。

○8番（新関善三君） これら第8回の議員大会の前後の関係等については大論議をかし出ししているわけでありますけれども、私も議長会の一時期構成メンバーにならせていただきました。その中であくまでも議長会が主催だということになりますと、各3町の議長のみがこれらの役員構成を担って議員大会の開催に向けて終始努力をしなければならないことは我々も重々承知してその任務にあたっただけですけども、今回の一連の流れ、あるいは一連のやり方を見てみますと、非常に理路整然としない部分が数限り出てまいっております。それでは、まず、全議員に諮りもしないで提出議案を提出されておったと。あるいは、当日の大会次第を見てみましても被災者の現状の報告も誰が了解して、そしてあのような次第の中に明記・明示されたのかということについても何ら報告もないし、当日取り止めるというような無様な結果になっているわけでございまして、これらの収受の仕方、あるいは他町の議会に対しますその後の経過等には一切反省の中にも出てまいりませんし、経過の中にも出ていないというような現況になっておりまして、このような流れの中にですね、発表当事者は「俺だって被害者だ」という強い声も発せられているわけですし、同じ議会からですね被害者まで出しているという議員大会があたかも通用するような認識であったのでは私は被害者町民にも、この発表に対して阻止されたという、出来なかったということが被害者という認識で表現されたものと私は認識しているわけでございまして、そういったことから申しまして当然あくまでもこういった大会、あるいは議会をつかさどる責任は議長にあるということがありまして、そのへんの議長の認識が甘いのではないのかというようなことでこれらの趣旨には私は賛同してまいります。

○副議長（斎藤博美君） 反対討論を受けます。6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 前議長がそのような見解なのはそれはそれで結構でございますけど、今回の問題はなぜ黙っているんだろうと、なぜ言わないんだろうと、気がつかなかったんだろうと、それぞれいろいろあると思います。誰が知ってて誰が知らなかったかという話はともかくとして。つまり全議員が発言しえた状況を3回も4回もありながら、それを黙認してきた議会全体のこれは責任だと私は思います。これは議長の恣意的とか私物化っていう定義にはどんなことしたってあたらないんですよ。提案理由が別だったあれですけど。今回の不信任案の提案理由はあくまでも議会の私物化なんです。副議長も特に教育には御熱心な副議長でよく分かると思うんですが、誰がどう考えたって今回の提案が議会の私物化にはどんなことしたってあたりません。よって、今回は的外れています。したがって、私は反対します。

○副議長（斎藤博美君） 賛成者の討論ありませんか。14番 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 今回の議員大会はですね、まず全議員に何ら諮ることなく川俣町の要望事項を議長の決裁で事務局に送付してしまったと、ということが一番の大きな問題なんです。本来、要望事項というのは町民の要求を聞きながら、議会全員で練り上げて、伊達郡の議会の要望事項っていうのは今まで全部練り上げてきたんですね。それをこともあろうにですよ、今回は町当局と相談して議長の決裁だけで伊達郡の議員大会の事務局に送付してしまったと。だから、我々議員は何ら分らないんですよ、何を要望しているのか。こんなことをやってね、本当に町の最高決議機関の決定を議長一人で決裁して決めちゃったら、これはまさに議会の私物化以外の何物でもないわけですよ。議員の要望も何も聞くことなしに、こともあろうに町当局と相談して議会の意思を決めたなんてことはあってはならないことなんです。このこと一点でも私は議長の不信任に十分あたいする内容だと、ましてやこのことについて何回も会議を続けてきてもこのことについては触れようとしない。たまたま私が全員協議会で提起して初めて詫び状だの何だのってなったわけでしょう。こんな生易しい問題じゃないわけですよ。町の最高の決議機関を自分一人で牛耳ったということはこれはまさに私物化以外の何物でもないわけですから、議長は責任をとって辞めるべきだというのが私の賛成の理由です。

○副議長（斎藤博美君） 反対の討論ありますか。これで討論を終わります。

これより、本案について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立8人 不起立6人）

○副議長（斎藤博美君） はい、結構です。起立多数です。よって、本案は可決されました。

追加日程第1「議長不信任の動議」の議題が終了いたしましたので、佐藤喜三郎議長の入場を許可します。

（議長入場）

○副議長（斎藤博美君） 佐藤喜三郎君に申し上げます。

追加日程第1の「議長不信任案の動議」は可決されました。以上で、私の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。佐藤喜三郎議長、議長席へお着き願います。

（議長 議長席へ）

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、議長交代いたしました。それで、ただいま副議長のほうから私の不信任の決議が通ったという報告を受けました。恣意的に私物化したという問題が議論されたようでありますが、私は一切議会を私物化したというようなことはありません。それで納得できるようなことではありませんので、それだけは申し伝えておきたいと思います。

（9名の議員 退席）

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、ただいま出席議員を確認いたしましたところが、

出席議員は7名です。定足数を欠いておりますので、ここで暫時休憩いたします。
なお、再開の告知をしてもし告知をいただけない場合は流会という考えであります
ので、とりあえず出席するように促す努力をいたします。 （午前11時05分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。ただいま出席議員を確認いたしましたところ、定足数を欠いております。したがって、会議規則第12条第3項の規定により、本日の会議は延会といたします。 （午後2時00分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤 喜三郎

同 署名議員 五十嵐 謙吉

同 署名議員 高野 善兵衛